

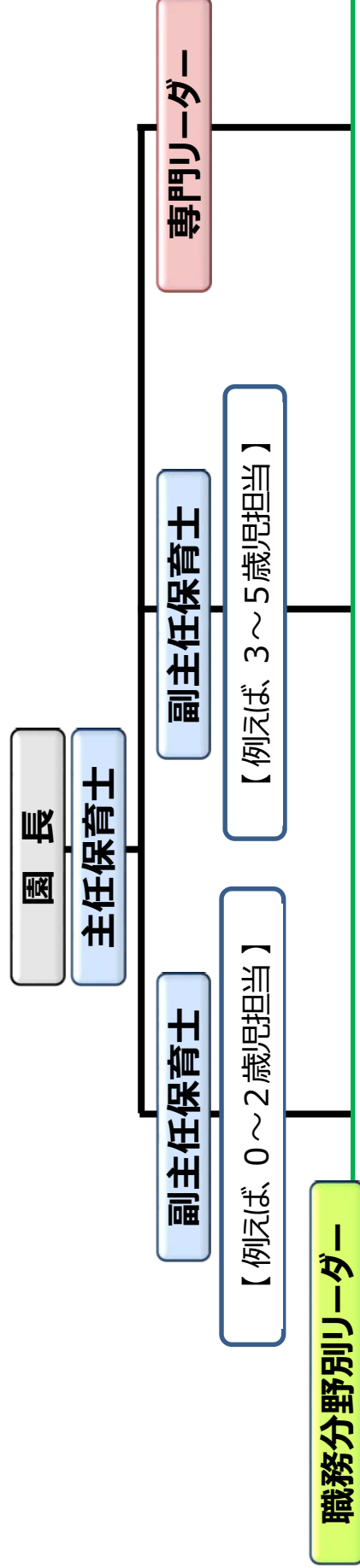
平成30年度における処遇改善等加算Ⅱの運用の見直し

- 保育士等専門性の向上を図り、技能・経験に応じてキャリアアップできる組織体制の整備を目指す。
- 各保育園における人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱについて、運用の柔軟化を図る。

目指すべき保育園の組織体制

(括弧内の人数は、定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合)

- 例えば、0～2歳児担当、3～5歳児担当などの「**副主任保育士**」又は「**専門リーダー**」又は「**専門リーダー**」を配置(2人以上)
 - ※ 副主任保育士：3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者
 - ※ 専門リーダー：4つ以上の専門分野の研修を修了した者
 - 加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、**専門6分野ごとに「職務分野別リーダー」(兼務可)を配置(3人以上)**
 - ※ 職務分野別リーダー：1つ以上の専門分野の研修を修了した者
- ⇒ **処遇改善等加算Ⅱの加算要件**は、研修の受講を促進し、**2022年度を目標に、研修受講の必須化を目指す。**
(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、必須化時期を確定)

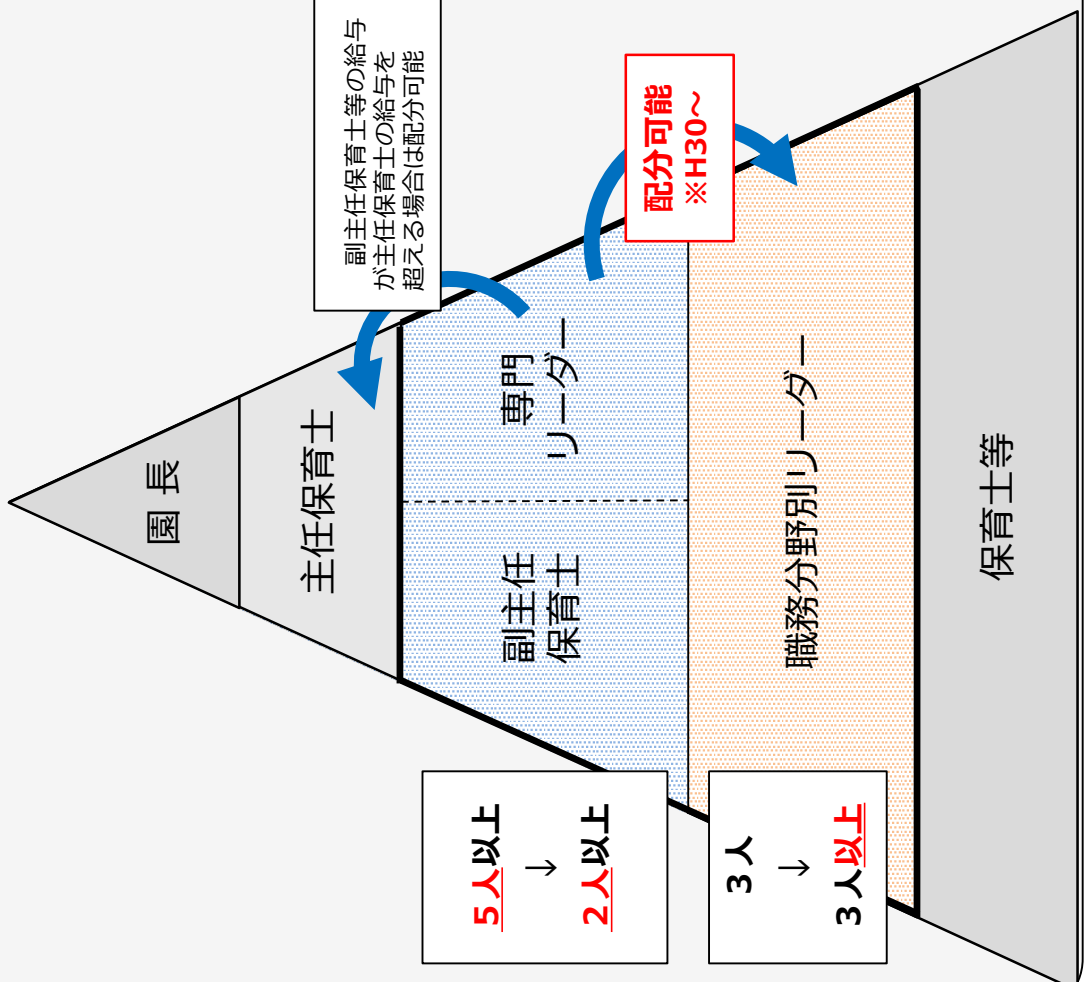


平成30年度における処遇改善等加算Ⅱの配分方法の見直し

＜定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合＞

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

（配分方法の見直し）



＜副主任保育士又は専任リーダー：加算額20万円（4万円×5人）＞

20万円のうち、12万円は副主任保育士又は専任リーダーのみに配分可能（配分人数及び額は事業者において判断）

【改善点1】

12万円については、職務分野別リーダーにも配分可能

＜職務分野別リーダー：加算額1.5万円（5千円×3人）＞

3人の職務分野別リーダーに月額5千円

【改善点2】

3人以上の職務分野別リーダーに月額5千円以上（ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額）

同一事業者内での保育園間の配分は不可

【改善点3】

加算額21.5万円（20万円+1.5万円）の20%について、同一事業者内で保育園をまたぐ配分が可能（2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。）